

事業評価書（事後）

平成20年8月

評価対象（事業名）	日中一時支援事業（障害児タイムケア事業）	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標 1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	
個別目標 2	障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること	
個別目標 3	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること	
個別目標 4	自立を支援する医療体制を整備すること	

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成16年度）
<p>(1) 現状分析 障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所の確保については、従来の施策では十分な対応がなされていない。</p> <p>(2) 問題点 放課後等の障害児の居場所が確保されていないため、核家族化が進んでいる状況下で、障害児の支援はもとより、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトのニーズも高まっているところである。</p> <p>(3) 問題分析 支援費制度における児童デイサービスは、障害児の早期療養（発達期にある障害児をできる限り自立できるよう治療・育成する）を目的としているため、中高生については児童デイサービスの対象としていない。また、中高生障害児の預かり等を行うサービスの基盤整備がなされていない。</p> <p>(4) 事業の必要性 このため、身近な場所で、土日祝日、夕方も含めて、一度に複数の障害児を預かるサービスを行う本事業を創設することにより、これらのニーズへの柔軟な対応を可能とする必要がある。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>(1) 現状分析 平成17年度より障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中における活動場所の確保対策として「障害児タイムケア事業」を新設し、平成17年度においては約13万人を対象に当該事業を実施している。 本事業は、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、「知的障害児・者短期入所事業の日中預かり」及び「身体・知的障害者デイサービス事業」の一部を取り込む形で、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施する</p>

「地域生活支援事業」のメニューの1つである「日中一時支援事業」に引き継がれ、各市町村のニーズに応じて実施されているところである。本事業の実施市町村数は1,397市町村（平成18年度）から1,508市町村（平成19年度）（速報値）と着実に増加していることなどから、本事業に対するニーズは現時点においても依然として高いものと考えられる。

(2) 問題点

障害のある中高生が活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえれば、障害者等の家族の仕事と家庭の両立を進める観点や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）の観点から、特に障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所の確保について更なる充実が必要である。

(3) 問題分析

「障害児タイムケア事業」を新設することにより、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を確保することが可能となった。また、障害者自立支援法の施行に伴い、「日中一時支援事業」に引き継がれることにより、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施することが可能となっている。一方、依然としてニーズは高く、事業の実施市町村数も増加していることから、今後も市町村における本事業の適切な実施を支援していくことが必要である。

(4) 事業の必要性

「日中一時支援事業」については、①放課後や夏休みなどの占める時間は大きい一方で、障害のある中高生が活用できる一般施策がほとんどない状況にあること、②障害者の地域で自立した生活を支援するためには、本人に対する支援を実施するほか、障害者等の家族の仕事と家庭の両立を進める観点や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）の観点から、家族支援についても同様に実施する必要があること、本事業がその役割を担っていること、③本事業の実施市町村数が増加しているなど、本事業に対するニーズは依然として高いこと、などから引き続き本事業を実施することが必要であると考えられる。

現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 本事業実施後のサービス延べ利用者数	—	—	129,579人	—	(集計中)
2					

(調査名・資料出所、備考)

・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによる。

・平成19年の集計結果は、本年9月中に公表予定

ただし、本事業は平成17年度に創設されたため、平成16年度以前の数値は記載できない。また、本事業の内容は平成18年度以降地域生活支援事業である「日中一時支援事業」に引き継がれ事業体系が変更されたことに伴い対象者が変わったため、単純な比較を行うことはできない。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適用するための訓練等を行う。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）	H17	H18	H19	H20	H21
予算額（単位：百万円）	805	24,500の内数	40,000の内数	40,000の内数	45,000の内数

※「H21」については予算概算要求額
 ※平成18年度以降は障害者自立支援法上の地域生活支援事業の一つである日中一時支援事業に位置づけられたため、内数として把握。

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	本事業実施後のサービス利用者数
政策効果が発現する時期	平成17年度以降

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	本事業実施後のサービス延べ利用者数	—	—	129,579人	—	(集計中)
2		【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考) ・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによる。 ・平成19年の集計結果は、本年9月中に公表予定 ただし、本事業は平成17年度に創設されたため、平成16年度以前の数値は記載できない。また、本事業の内容は平成18年度以降地域生活支援事業である「日中一時支援事業」に引き継がれ事業体系が変更されたことに伴い対象者が変わったため、単純な比較を行うことはできない。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	本事業実施後のサービス延べ利用者数	—	—	129,579人	—	(集計中)
2		【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考)						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1						
2						
(調査名・資料出所、備考) ・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによる。 ・平成19年の集計結果は、本年9月中に公表予定 ただし、本事業は平成17年度に創設されたため、平成16年度以前の数値は記載できない。また、本事業の内容は平成18年度以降地域生活支援事業である「日中一時支援事業」に引き継がれ事業体系が変更されたことに伴い対象者が変わったため、単純な比較を行うことはできない。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価	(1) 公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 中高生障害児の日中活動の場の確保については、現在、十分な対応がなされておらず、障害者の地域生活支援の基盤整備を進める観点から、行政が行うべきものである。
--------	--

(2) 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）
施策の狭間となっている中高生障害児の日中活動の場の確保の支援について、国として施策の改善を行う必要がある。

(3) 民営化や外部委託の可否
実施主体は市町村であり、市町村が適当であると認める場合には、社会福祉法人等に委託することも可。

(4) 緊要性の有無
核家族化が進む中で、障害児の日中活動の場を確保し、障害児及びその家族への支援を行うことは、地域生活支援の体制の整備を推進する観点から、喫緊の課題である。

有効性の評価

(1) 政策効果が発現する経路
中高生障害児の放課後や長期休暇中の活動の場を確保するサービスを実施することにより、これまで制度の狭間となっていた部分について対応することができる。

(2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果
ニーズが高いにもかかわらず、既存の施策では対応が不十分であった障害児及びその家族への支援を行うことにより、地域生活支援の基盤整備を推進できる。

効率性の評価

(1) 手段の適正性
身近な場所を活用してサービスを行い、学校や自宅からの送迎サービスを行うことにより、利用者の利便性を図ることとしている。

(2) 費用と効果の関係に関する評価
身近な場所を活用して、複数の障害児を対象に預かり等のサービスを行うこととしているため、費用対効果が高い。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）

・障害のある中高生が活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえ、事業主体（市町村。民間事業者への委託も可能。国は事業主体が事業を行うための補助金を包括的に交付。）が当該中高生の放課後や長期休暇中の活動の場を確保するサービスを実施する。
・特に障害のある中高生本人の放課後等における居場所を確保することにより、障害者等の家族の仕事と家庭の両立や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）に資するなど、障害者等本人及びその家族に対する支援が行われる。
・これまで支援の対象となっていなかった者に対して適切な支援を実施することができるようになるなど、障害者が地域で生活していくために必要なサービス基盤の強化につながり、障害者の地域で安心した生活に資するものとなる。

有効性の評価

・これまで障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備がなされていなかったが、本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近なところに確保することが可能となり、平成17年度においては約13万人を対象に事業を実施した。
・地域生活支援事業の「日中一時支援事業」として引き継がれた後であっても、当該事業の実施市町村数は平成18年度の1,397市町村から平成19年度の1,508市町村（速報値）に増加していることにかんがみれば、本事業に対するニーズは依然として高く、本事業の有効性を示すものであると考える。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

効率性の評価	<ul style="list-style-type: none">・障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備に対するニーズは高い一方で、障害のある中高生が活用できる一般施策はほとんどなかったため、本事業の創設による政策効果は高いと評価できる。・本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近に確保することが可能となった。・また、本事業は障害者自立支援法の施行に伴い「日中一時支援事業」に引き継がれたことにより、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村の判断により地域の実情に応じて実施することができるようになったことから、より柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施することが可能となっている。
事後評価において特に留意が必要な事項	特になし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(4) 政策等への反映の方向性

地域生活支援事業については、自治体の裁量が最大限に発揮することができるものであることから、効率的・効果的な事例を示すなどにより、適切に事業が展開されるよう促すとともに、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

<ul style="list-style-type: none">①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)②各種政府決定との関係及び遵守状況③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況④会計検査院による指摘⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
--